

[民生産業常任委員会審査報告]

民生産業常任委員会は9月22日、24日に開催し、本委員会に付託された案件について審査を行いましたので報告申し上げます。

付託案件は、

第47号議案 職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について中、関係部分

第51号議案 三木市水道事業の設置等に関する条例及び三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第52号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算（第3号）中、関係部分

第54号議案 令和7年度三木市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第57号議案 令和7年度三木市下水道事業会計補正予算（第1号）

第67号議案 損害賠償の額の決定について

の以上6件であります。

本委員会は、これらの議案を慎重に審査いたしました結果、全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以下、審査の過程における各委員からの主な意見を申し上げます。

まず、道路橋梁管理事業における特殊車両通行に関する許可事務の省力化について、市が行っている煩雑な事務を、道路情報便覧表示システムを活用することで手続きを効率化しようとするものでありますが、費用対効果も考慮した業務改善となるよう、システム導入にあたっては現行業務を精査したうえで進められたいのであります。

次に、公共下水道本管に街路樹の根が侵入したことによる詰まりが発生し、建物内部に汚水が逆流したことで、管理瑕疵責任により建物復旧費及び休業期間中の営業補償費について損害賠償を行うという事案が発生したことについてです。

従前より定期的に目視点検や清掃を行ってこられていますが、早期発見、早期予防のためにも必要な予算措置を行うなどして、市民に被害が出ることの無いよう、引き続き公共下水道の適切な維持管理に努められたいのであります。

以上、民生産業常任委員会の審査報告といたします。